

# 4 山形県公報

平成28年3月11日(金) 第2729号

毎週火・金曜日発行

#### 次 目

# 告 示

	7 / 17	… 同
		同
	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	251
	5及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス 	
		同
	(17) 700 11 20 70 70 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	… 同
○同		同
○同	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	252
	,	同
	請すべき道路の指定(置賜総合支庁建設総務課)…	
	( <u>)</u>	同
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	253
○同	, , , ,	同
○同		同
○同		254
		同
○同		同
○同	` ' ' '	255
○同		同
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	同
○同	, , , ,	256
○同	` ' ' '	同
○同	, , , ,	同
○同		257
○同		同
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	同
○同	, , , ,	258
○同	` ' ' '	同
○同	( 同 ) …	同
○同	( 同 ) …	259
○山形県青年の家の	)利用料金······(教 育 庁) ··	同
	教育委員会関係	
	告 示	
○山形甩害年の宝の	○利用時間及び休館日	260
	3月定例会の招集····································	
○山心宗叙月安貝云	この元に四本とは、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに	. IHI

# 選挙管理委員会関係

告 示

○政治団体の設立				261
○政治団体の届出事項の異動				同
○政治団体の解散				262
○資金管理団体の指定				263
○資金管理団体の指定の取消				同
	公	告		
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請…			(村山総合支庁総務課)	… 同
○大規模小売店舗の変更の届出			(商業・県産品振興課)	···264

告示

# 山形県告示第224号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サ	ービン	スの種	類	指定年	月日	I
合同会社おきたまライフフュ	リハビリ特化型デイサービスReはーと	诵	급단	介	護	平成28.	2	0
ージョンおらフ	米沢市広幡町成島1027番地		所	71	丧	一一70人20.	٥.	۷

#### 山形県告示第225号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
合同会社おきたまライフフュ	リハビリ特化型デイサービスReは一と	介護予防通所介護	平成28. 3. 2
ージョンおらフ	米沢市広幡町成島1027番地	71 碳 1797 地別介護	一

# 山形県告示第226号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成28年3月11日

山形県知事 吉 村 美栄子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サ	ービン	スの種	類	廃止年	月日
ココモ株式会社	訪問介護サービスココモ 酒田市曙町二丁目23番地の1	訪	問	介	護	平成28.	2. 25

#### 山形県告示第227号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のと おり廃止する旨の届出があった。

平成28年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
ココモ株式会社	訪問介護サービスココモ	介護予防訪問介護	平成28 2 25
	酒田市曙町二丁目23番地の1		1,30,20. 2.20

#### 山形県告示第228号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年3月11日

山形県知事 吉 村 美栄子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービス の種類	指定年月日
特定非営利活動法人あらた	障がい者サポートセンターあらた	就労継続支援(A	<b>ਹ</b> ਾਜੇ00 0 06
酒田市東町一丁目15番地の25	酒田市東町一丁目15番地の25	型)	平成28. 2.26

#### 山形県告示第229号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成28年3月11日から同月24日まで縦覧に供する。 平成28年3月11日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 348号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
山形市富の中一丁目1226番14から 同 高堂二丁目13番1まで		旧	54.0 メートル く 23.0	メートル 50. 4
同	上	新	59. 4 メートル く 23. 0	同上

# 山形県告示第230号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成28年3月11日から同月24日まで縦覧に供する。 平成28年3月11日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形朝日線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延	長
山形市城南町三丁目6番33から 同 春日町9番1まで		旧	50.0 メートル く 16.0	61	メートル
同	上	新	52.0 メートル (16.0)	同	Ŀ

#### 山形県告示第231号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成28年3月11日から同月24日まで縦覧に供する。 平成28年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形朝日線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延	長
東村山郡山辺町大字大蕨字相ノ沢2963 同	番1から まで	旧	35.0 メートル く 20.0	32	メートル
同	上	新	35.0 メートル く 20.0	同	上

#### 山形県告示第232号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成28年3月11日から同月24日まで縦覧に供する。 平成28年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 山形朝日線
- 2 供用開始の区間 東村山郡山辺町大字大蕨字相ノ沢2963番1から

同

3 供用開始の期日 平成28年3月11日

#### 山形県告示第233号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路の部分を次のとおり指定した。

平成28年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 赤湯停車場線
- 3 指定した道路の部分の区間 南陽市二色根字前川原97番5地先から

同 堤端74番1まで

4 指定年月日 平成28年3月11日

# 山形県告示第234号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。 なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成28年3月11日から同月24日まで縦覧に供する。 平成28年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 112号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
酒田市本町三丁目19番2から 同 1番3まで		旧	19. 4 メートル く 11. 2	メートル 89
同	上	新	25. 4 メートル く 15. 4	同上

# 山形県告示第235号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域の指定を解除する。

平成28年3月11日

山形県知事 吉 村 美栄子

解除する土砂災害警戒区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
安沢-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに金山町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第236号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域の指定を解除する。

平成28年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害警戒区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
市の沢 1 — 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに最上町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第237号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域の指定を解除する。

平成28年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害警戒区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
長里-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大池 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに真室川町

役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第238号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域の指定を解除する。

平成28年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害警戒区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
羽根沢 2 — 2	別紙図面のとおり	地滑り
清水田	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
新道	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
∭□−1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに鮭川村役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第239号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第9条第8項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

平成28年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害特別警戒区域の 名称	解除する区域及び法第9条 第2項に規定する政令で定 める事項	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
安沢-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに金山町役場において縦覧に供する。

# 山形県告示第240号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第9条第8項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

平成28年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害特別警戒区域の 名称	解除する区域及び法第9条 第2項に規定する政令で定 める事項	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
市の沢 1 — 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに最上町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第241号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第9条第8項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

平成28年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

解除する土砂災害特別警戒区域の 名称	解除する区域及び法第9条 第2項に規定する政令で定 める事項	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
長里-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大池2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに真室川町 役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第242号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第9条第8項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

平成28年3月11日

山形県知事 吉 村 美栄子

解除する土砂災害特別警戒区域の 名称	解除する区域及び法第9条 第2項に規定する政令で定 める事項	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
清水田	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
新道	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
ЛП — 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに鮭川村役場において縦覧に供する。

# 山形県告示第243号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年3月11日

山形県知事 吉 村 美栄子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
安沢-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに金山町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第244号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
市の沢 1 — 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに最上町役場において縦覧に供する。

# 山形県告示第245号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年3月11日

山形県知事 吉 村 美栄子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
長里-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大池2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに真室川町 役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第246号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
羽根沢 2 - 2	別紙図面のとおり	地滑り
清水田	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
新道	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
ЛП □ − 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに鮭川村役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第247号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
生僧入沢一1	別紙図面のとおり	土石流
生僧入沢一2	別紙図面のとおり	土石流
一ノ俣沢	別紙図面のとおり	土石流
大舟木4-2	別紙図面のとおり	地滑り

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに白鷹町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第248号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類	
成興野-1	別紙図面のとおり	地滑り	

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに庄内町役場において縦覧に供する。

# 山形県告示第249号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年3月11日

山形県知事 吉 村 美栄子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条 第2項に規定する政令で 定める事項	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
安沢-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに金山町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第250号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条 第2項に規定する政令で 定める事項	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
市の沢 1 — 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに最上町役場において縦覧に供する。

# 山形県告示第251号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年3月11日

山形県知事 吉 村 美栄子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条 第2項に規定する政令で 定める事項	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
長里-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大池 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに真室川町 役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第252号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。) 第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条 第2項に規定する政令で 定める事項	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
清水田	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
新道	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
川口一 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに鮭川村役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第253号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」とい う。) 第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年3月11日

山形県知事 吉 村 美栄子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条 第2項に規定する政令で 定める事項	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
一ノ俣沢	別紙図面のとおり	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに白 鷹町役場において縦覧に供する。

# 山形県告示第254号

山形県青少年教育施設条例(昭和52年3月県条例第25号)第14条第2項の規定により、山形県青年の家の利用料 金を次のとおり承認した。

平成28年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

# 1 利用料金

(1) 宿泊を伴う利用に係る利用料金

区分	利用料金の額(1人1泊当たり)
学齢に達しない者、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに 準ずる者(以下「小中学生等」という。)、小中学生等を引率し、指導 するため利用する者及び教育委員会が主催して行う団体宿泊訓練等に 参加する者	無料
高等学校の生徒又はこれに準ずる者(以下「高校生等」という。)及 び社会教育関係者	370円
大学の学生又はこれに準ずる者(以下「大学生等」という。)、高校生等又は大学生等を引率し、指導するため利用する者及び小中学生等、 高校生等又は大学生等に同伴して利用する者	590円
その他の者	1,000円

# (2) 宿泊を伴わない利用に係る利用料金

施				設	利用料金の額(1室1日当たり)
第	1	研	修	室	190円
第	2	研	修	室	190円
第	3	研	修	室	190円
第	4	研	修	室	190円
第	5	研	修	室	190円

第	6	研	修	室	190円
大	研		修	室	600円
食				堂	600円
体		育		館	2,400円

# 備考

- 1 宿泊を伴う利用をする者が利用の許可を受けた期間中に施設を利用する場合における当該利用に係る利用料金は、無料とする。
- 2 次に掲げる者が宿泊を伴わない利用をする場合の利用料金は、無料とする。
  - (1) 小中学生等
  - (2) 高校生等
  - (3) 小中学生等又は高校生等を引率し、指導するため利用する者
  - (4) 小中学生等又は高校生等に同伴して利用する者
  - (5) 教育委員会が主催して行う研修等に参加する者
- 3 宿泊を伴わない利用をする場合において、利用の期間が1日に満たないときは、1日として計算する。
- 2 適用期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

# 教育委員会関係

告 示

# 山形県教育委員会告示第6号

山形県青少年教育施設条例(昭和52年3月県条例第25号)第12条第2項の規定により、山形県青年の家の利用時間及び休館日を次のとおり承認した。

平成28年3月11日

山形県教育委員会 委員長 菊 川

明

1 利用時間

宿泊を伴わない利用にあっては午前9時から午後9時まで ただし、午後5時以降の利用者がいないときは午後5時まで

- 2 休館日
  - (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(4月、5月、7月及び10月にあるものを除く。)
  - (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- 3 適用期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

#### 山形県教育委員会告示第7号

山形県教育委員会3月定例会を次のとおり招集した。 平成28年3月11日

> 山形 県 教 育 委 員 会 委 員 長 菊 川 明

- 1 招集の日時 平成28年3月15日 (火) 午後3時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁舎教育委員室

#### 3 議 題

- (1) 山形県文化財保護条例第4条第1項の規定による山形県指定有形文化財の指定について
- (2) 教育委員会職員の人事について
- (3) 教職員の人事について

# 選挙管理委員会関係

# 告 示

# 山形県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成28年3月11日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷

誠

1 政党の支部のうち法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏 名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第1号)	届出年月日
自由民主党山形県			山形士生 > 为町1丁日7		平成
参議院選挙区第二	月 野 薫	八代稔	山形市あこや町1丁目7-	参議院議員	' ' ' '
支部			19		28. 1.26

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)のうち法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の 名称	代表者の 氏名	会計責任 者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第1号)	公職の候補者の氏 名及び公職の種類 (第2号)	届出年月日
舟山やすえを支援する会	舟山康江	舟山泰則	山形市小白川町4-27-5	参議院議員	舟山康江、参議院 議員	平成 28. 1.15

3 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
島津善衛門後援会	高橋正志島津陽	子 南陽市金山735	平成 28. 1. 7
石垣光洋後援会	石 垣 光 洋 石 垣 善	西村山郡河北町大字溝延507— 2	1.20

#### 山形県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成28年3月11日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷 誠

# 1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏	異動事項	内				容				思動。	年日日	
政伯団体の名称	名	<b>英助</b>	新				旧				異動年月日		
自由民主党山辺町	鈴木 孝	会計責任者の	文	藤	D77	彦	鍋	<b>A</b>	竹	+:	平成	Ì.	
支部	如 小	氏名	弁		μĢ	昭 彦		倉	.1/1	志	28.	1. 6	
民主党山形県第3	<b>共田十</b>	田 大 成 主たる事務所 酒田市みずほ 2 - 17 の所在地 3 - B			酒田市みずほ2-17-				酒田市上安町1-1-				
総支部	吉田大成					22					1.18		

# 2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏	異動事項		内					異動年月日			
政行団体の名称	名	共 助 争 均	新				旧				<del>天</del> 勢十万 1	
伊藤とくいち後援 会	伊藤篤市	会計責任者の 氏名	富	樫	良	_	今	井	茂	樹	平成 28. 1. 7	
中村忠行後援会	中村忠行	会計責任者の 氏名	中	村	忠	行	天	П	栄	治	同	
もりた信明後援会	松田 修	主たる事務所 の所在地			国町大 番地2	字緑		賜郡小 の二丁			同	
仁科洋一後援会	仁科洋一	代表者の氏名	仁	科	洋	_	宮	崎	宏	夫	同 1.27	
長南正一後援会	長南友蔵	会計責任者の 氏名	長	南	_	彦	中	島	貞	夫	同 2.3	

# 山形県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成28年3月11日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷 誠

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政 治	寸	体	の	名	称	代	表	者	の	氏	名	解	散	年	月	日
新宮征一後援	会					小		林	忠		敏		平成	ζ27. 12	. 31	
研鑚会						高		橋	浩		樹		平成	ζ27. 12	. 31	
高橋浩樹後援	会					星		Ш	憲		正		平成	ζ27. 12	. 31	
茂木こうゆう	後援会					佐		藤	豊		彦		平成	ζ27. 12	. 31	
平向岩雄後援	会					須		藤	義		夫		平成	ζ27. 12	. 31	
伊藤きょうこ	氏を励	ます会	:			遠		藤	和		夫		平成	ζ28. 1	. 15	

誠

# 山形県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成28年3月11日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷

資金	<b>全管理</b>	団体の	の届								
出る	とした	者(化	大表	公	職の	り種	類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年	月日
者)	の氏	名									
舟	Щ	康	江	参	議『	完 議	員	舟山やすえを支援する 会	山形市小白川町 4 -27-5	平成28.	1. 11
仁	科	洋	_	小	国	町	長	仁科洋一後援会	西置賜郡小国町大字小国小坂 町439番地 2	同	1. 27

# 山形県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項第1号の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成28年3月11日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷 誠

	金管理団		出を		資金管理団体の名称	取	消	年	月	日
高	橋	浩	樹	研鑚会		-	平成	27. 1	2. 3	1

<u></u>	

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成28年3月11日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 申請のあった年月日平成28年2月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された 目的
  - (1) 名 称

特定非営利活動法人ランドナビにしかわ

- (2) 代表者の氏名荒木 直史
- (3) 主たる事務所の所在地 西村山郡西川町大字沼山558番地
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、西川町と近隣市町村に居住する方々及び国内外の方々に、地域の文化・食文化・伝統日本文化を体験して頂くサービスの提供と諸外国への地域観光情報を発信し、積極的な誘客に努め、地域観光産業の発展と事業に係る方々の活発な交流活動を促進し、豊かな人間形成と地域経済の活性化を目指し、まちづくりの一助に寄与する事を目的とする。

第2729号 平成28年3月11日(金曜日) 山 形 県 公 報

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する 変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに寒河 江市役所において平成28年7月11日まで縦覧に供する。

平成28年3月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品寒河江店

寒河江市大字寒河江字内の袋10番1外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社カワチ薬品 栃木県小山市大字卒島1293番地

代表取締役 河内伸二

3 変更する事項

駐車場の収容台数

(変更前) 118台

(変更後)84台

4 変更年月日

平成28年10月26日

5 届出年月日

平成28年2月25日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につい て意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年7月11日までに知事に提出することができ る。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並 びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見



県